

鳥取県告示第 736 号

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例（平成 16 年鳥取県条例第 32 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、同条例第 7 条第 1 項の規定により廃物として認定することが困難な放置自動車について、次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 10 日

鳥取県知事 片 山 善 博

警告書をはり付けた日	放置されている場所	放置自動車の車名、塗色及び自動車登録番号	告示後の取扱い	引取りの方法
平成 18 年 2 月 15 日	鳥取市賀露町西四丁目 1757-786（鳥取港賀露地区緑地公園駐車場）	スズキアルト 紺 鳥取 50 ぞ 8376	告示日の翌日から起算して 6 月を経過した日以後に処分	鳥取県鳥取港湾事務所へ申出